

社会福祉法人 東翔会  
指定介護老人福祉施設  
特別養護老人ホーム サンフレンズ（個室ユニット） 運営規程

## 第1章 総則

### （規程の目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人東翔会が老人福祉法第15条第4項の規定に基づく設置の認可を受け、介護保険法第86条第1項の規定に基づく指定を受けた特別養護老人ホーム サンフレンズ（個室ユニット）（以下「施設」という。）の運営に関する事項を定め、効果的な施設運営と入所者に対する適正な処遇を確保することを目的とする。

### （施設の目的及び運営の方針）

第2条 施設は、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な生活を営むことを支援するものとする。

- 2 施設は、入居者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って指定介護福祉施設サービスを提供するように努めるものとする。
- 3 施設は、明るく家庭的な雰囲気をもって、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。
- 4 施設は、入所者の権利の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 5 施設は、指定介護福祉施設サービスを提供するに当たっては、介護保険法118条の2第1項に規定する介護保険関連情報その他必要な情報（科学的介護情報システムへの情報提供とフィードバック）を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

### （施設の名称等）

第3条 施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称 特別養護老人ホーム サンフレンズ（個室ユニット）  
所在地 福岡県大牟田市沖田町510番地

### （入居定員）

第4条 施設の入居定員は、50名とする。

- 1 ユニット定員 10名（5ユニット）
- 2 災害その他のやむを得ない事情を除き、前項の入居定員及び居室の定員を超えての事業の提供は行わないものとする。

### （定員の遵守）

第5条 施設は、入居定員及び居室の定員を超えて入居させてはならないものとする。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合はこの限りでない。

## 第2章 職員の職種、員数及び職務の内容

### (職員の職種及び員数)

第6条 施設に、次の職員を置くものとする。

(1) 施設長（管理者）	1名
(2) 事務員	1名以上
(3) 医師	1名以上
(4) 生活相談員	1名以上
(5) 看護職員	2名以上
(6) 介護職員	15名以上
(7) 機能訓練指導員	1名以上
(8) 介護支援専門員	1名以上
(9) 管理栄養士	1名
(10) 調理員	必要数

2 前項に定めるもののほか、必要に応じその他職員を置くことができる。

### (職務の内容)

第7条 前条に掲げる職種の職務内容は、次のとおりとし、職員の具体的な業務分担について別に定める。

- (1) 施設長  
理事会が決定した方針に従い、施設の運営管理を総括すること。
- (2) 事務員  
施設の庶務及び経理の事務処理に関すること。
- (3) 医師  
入居者の診療と健康管理及び保健衛生の指導に関すること。
- (4) 生活相談員  
入居者の生活相談、指導に関すること。
- (5) 看護職員  
医師の指示による入所者の看護、保健衛生に関すること。
- (6) 介護職員  
入居者の日常生活の介護に関すること。
- (7) 機能訓練指導員  
入居者の機能訓練指導に関すること。
- (8) 介護支援専門員  
入居者の施設サービス計画の作成に関すること。
- (9) 管理栄養士  
入居者の栄養指導、栄養管理、栄養マネジメントに関すること。
- (10) 栄養士  
献立の作成、栄養の計算、食品の管理及び調理指導に関すること。
- (11) 調理員  
調理業務に関すること。

### (勤務体制の確保等)

第8条 施設は、入居者に対し、適切な指定介護福祉施設サービスを提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めるものとする。

2 前項の職員の勤務の体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活を送ることが出来るよう、継続を重視したサービスの提供に配慮する観点から、次の各号に定める職員配置を行うものとする。

- ① 昼間については、ユニットごとに常時 1 人以上の介護職員又は看護職員を配置するものとする。
  - ② 夜間及び深夜については、2 ユニットごとに 1 人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置するものとする。
  - ③ ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置するものとする。
- 3 施設は、当該施設の職員によって指定介護福祉施設サービスを提供するものとする。ただし、入居者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 4 施設は、職員の資質の向上のための研修の機会を確保するものとする。その際施設は全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者を除く。）に対し認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。
- 5 施設は、適切な指定介護福祉施設サービスを確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

### 第 3 章 入居及び退居

（内容及び手続の説明及び同意）

第 9 条 施設は、指定介護福祉施設サービスの提供に際しては、あらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について文書により入居申込者の同意を得るものとする。

（提供拒否の禁止）

第 10 条 施設は、正当な理由なく、指定介護福祉施設サービスの提供を拒んではならないものとする。

（サービス提供困難時の対応）

第 11 条 施設は、入所申込者が入院治療を必要とする場合その他入所申込者に対し自ら適切な便宜を供与することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設若しくは介護医療院を紹介する等の適切な措置を速やかに講じるものとする。

（受給資格等の確認）

第 12 条 施設は、指定介護福祉施設サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

2 施設は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護福祉施設サービスを提供するように努めるものとする。

（入退所）

第 13 条 施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要としつつ、居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、指定介護福祉施設サービスを提供するものとする。

- 2 施設は、入所申込者の数が入所定員から入所者数の数を差し引いた数を超えている場合には、介護の必要的程度及び家族等の状況を勘案し、指定介護福祉施設サービスを受ける必要性が高いと認められる入所申込者を優先的に入所させるよう努めるものとする。
- 3 施設は、入所申込者の入所に際しては、その者に係る居宅介護支援事業所者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めるものとする。
- 4 施設は、入居者について、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかを、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等で検討するものとする。
- 5 施設は、入居者が居宅において日常生活を営むことができると認められる場合は、その者及びその家族の希望、退居後の生活環境等を勘案し、円滑な退所ができるよう必要な援助を行うものとする。
- 6 施設は、入居者の退所に際しては、居宅介護支援事業者に対する情報の提供その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(要介護認定の申請に係る援助)

- 第14条 施設は、入居の際に要介護認定を受けていない入居申込者について、入居申込者の意思を踏まえ、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。
- 2 施設は、入居者の要介護認定有効期限の30日以前に更新手続きが行われるよう必要な援助を行うものとする。

(入退居の記録の記載)

- 第15条 施設は、入居に際しては入居の年月日及び施設の名称を、退居に際しては退居の年月日を、当該者の被保険者証に記載するものとする。

(入居者の入院期間中の取扱い)

- 第16条 施設は、入居者について、病院等又は診療所に入院する必要が生じた場合、入院後おおむね3月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該施設に円滑に入所することができるようにするものとする。

## 第4章 施設サービスの内容

(施設サービス計画の作成)

- 第17条 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という。）は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入居者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入居者が現に抱える問題点を明らかにし、入居者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握するものとする。
- 2 計画担当介護支援専門員は、入居者及びその家族の希望、入居者について把握された解決すべき課題に基づき、当該入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に当たる他の職員と協議の上、指定介護福祉施設サービスの目標及びその達成時期、指定介護福祉施設サービスの内容、指定介護福祉施設サービスを提供する上で留意すべき事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成するものとする。

- 3 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案について、入居者に対して説明し、可能な限り同意を得るものとする。
- 4 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後においても、指定介護福祉施設サービスの提供に当たる他の職員との連絡を継続的に行うことにより、施設サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、入居者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行うものとする。
- 5 第1項から第3項までの規定は、前項に規定する施設サービス計画の変更について準用する。

(施設サービスの取扱方針)

第18条 指定介護福祉施設サービスは、入居者が、その有する能力に応じて自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、施設サービス計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとし行なうものとする。

- 2 指定介護福祉施設サービスは、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割をもって生活を営むことができるよう配慮して行わなければならない。
- 要介護3 指定介護福祉施設サービスは、入居者のプライバシーの確保に配慮して行うものとする。
- 3 指定介護福祉施設サービスは、入居者の自立した生活を支援することを基本として入居者の状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行うものとする。
- 4 指定介護福祉施設サービスの提供は、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行うものとする。
- 5 施設の職員は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入居者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- 6 施設は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為を行わないものとする。
- 7 施設は、自らその提供する施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(介護)

第19条 介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況等に応じて、適切な技術をもって行うものとする。

- 2 施設は、入居者の日常生活における家事を、入居者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援するものとする。
- 3 施設は、入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、1週間に2回以上、適切な方法により、入居者を入浴させるものとする。ただし、医師の指示により入浴させることができない場合は、身体の清拭を行うものとする。
- 4 施設は、入居者に対し、その心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行うものとする。
- 5 施設は、おむつを使用せざるを得ない入居者については、適切に取り替えるものとする。
- 6 施設は、入所者に対し、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を防止する体制を確保するものとする。また、褥瘡の発生を予防するための対策

を講じる担当者を置くものとする。

- 7 施設は、入居者に対し、前各項に規定するもののほか、離床、着替え、整容等の介護を適切に行うものとする。
- 8 施設は、常時1人以上の常勤の介護職員を介護に従事させることとする。
- 9 施設は、入居者に対し、その負担により、施設の職員以外の者による介護を受けさせてはならない。

(食事の提供)

第20条 食事の提供は、栄養並びに入居者の身体の状況及び嗜好を考慮したものとする。

- 2 食事は入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行うこととする。
- 3 食事の時間は、朝 8時、昼 12時、夕 17時とする。ただし、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるように必要な時間を確保するよう努めるものとする。
- 4 施設は、入居者が相互に社会関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入居者が共同生活室で食事を摂るよう支援を行うものとする。

(相談及び援助)

第21条 施設は、常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。

(社会生活上の便宜の供与等)

- 第22条 施設は、入居者の嗜好に応じた趣味、教養又娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自律的に行うこれらの活動を支援するものとする。
- 2 施設は、入居者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、その者又はその家族において行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行うものとする。
  - 3 施設は、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めるものとする。
  - 4 施設は、入所者の外出の機会を確保するよう努めるものとする。

(機能訓練)

第23条 施設は、入居者に対し、その心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行うものとする。

(栄養管理)

第24条 施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことが出来るよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行うものとする。

(口腔衛生の管理)

第25条 施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことが出来るよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行うよう努めるものとする。

- (1) 歯科医師または歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔衛生の管理に係る技術的助言及び指導を年2回程以上行うものとする。
- (2) 施設の従業者もしくは歯科医師等が入所者毎に施設入所時及び月に1回程度の口腔の健康状態の評価を実施することとする。

(健康管理)

- 第26条 施設の嘱託医等又は看護職員は、常に入居者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を探るものとする。
- 2 施設の嘱託医等は、その行った健康管理に関し、入居者の健康手帳に必要な事項を記載するものとする。

(衛生管理等)

- 第27条 施設は、入居者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行うものとする。
- 2 施設は、当該施設において感染症又は食中毒が発生し、又は蔓延しないように次に掲げる必要な措置を講ずるものとする。
    - (1) 施設は、感染症又は食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を1ヶ月に1回程度、定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図るものとする。
    - (2) 施設は、感染症又は食中毒の予防及びまん延を防止するために指針を整備するものとする。
    - (3) 施設は、感染症又は食中毒の予防及びまん延を防止するために、介護職員その他の職員に対し、研修並びに訓練を定期的に実施するものとする。
    - (4) 前3号に挙げる措置を適切に実施するための担当者を置くものとする。

(協力医療機関)

- 第28条 施設の入所者の病状の急変時等に対応するための協力医療機関と協力歯科医療機関をあらかじめ定めておくこととする。

協力医療機関 大牟田天領病院  
山下歯科

## 第5章 利用料その他の費用

(利用料等の受領)

- 第29条 施設は、法定代理受領サービスに該当する指定介護福祉施設サービスを提供した際には、入居者から別表1に掲げる利用料の一部及び食費及び居住費の負担額の支払いを受けるものとする。
- ただし、入居者が利用料等の減免の認定を受けているときは、その認定に基づく支払いを受けるものとする。
- 2 施設は、前項に定めるもののほか、別表2に掲げるその他費用の支払いを受けることができる。
  - 3 施設は、前項に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入居者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、入居者の同意を得るものとする。

4 別表1規定する居住費、食費は、次により変更されるものとする。但し、変更する場合は入居者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

(1) 居住費

- ①光熱水費等の公共料金並びに建物設備保安に係る費用に大幅な変更が生じた場合。
- ②当該建物の増築、改築、修繕等により新たにこれに係る費用が発生した場合で、居住費算定の際に考慮した額を大幅に上回る場合。

(2) 食費

- ①食材料費に大幅な変更が生じた場合。
- ②光熱水費等の公共料金並びに建物設備保安に係る費用に大幅な変更が生じた場合。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第30条 施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護福祉施設サービスに係る費用の支払いを受ける場合、その提供した施設サービスの内容、費用の額その他必要事項を記載したサービス提供証明書を入所者に対して交付するものとする。

## 第6章 施設利用にあたっての留意事項

(留意事項)

第31条 入居者は次の事項を守らなければならない。

- (1) 職員の指導に従い、入居者相互の友愛と親和を保ち、日常生活において心身の安定を図るよう努めること。
- (2) 施設及び居室の清潔、整頓その他環境衛生の保持のために協力するとともに、身の回りを整え、身体及び衣類の清潔に努めること。
- (3) 建物、備品及び貸与物品は大切に取り扱うよう努めること。
- (4) 火災予防上、次の点については特に注意を払い、火災防止に協力すること。
  - ① 喫煙は、所定の場所で行うこと。
  - ② 発火の恐れのある物品は、施設内に持ち込まないこと。
  - ③ 火災防止上、危険を感じた場合は、直ちに職員に連絡すること。
- (5) 飲酒は、施設長が定めた時間と場所で行うこと。

(面会)

第32条 入居者に面会しようとする外来者は、続柄、用件等を備え付けの面会簿に記入し、施設長の了承を得てその注意事項に従い、面会しなければならない。

(外出・外泊)

第33条 入居者が外出又は外泊を希望するときは、事前に施設長に申し出なければならぬ。

(健康保持)

第34条 入居者は、健康に留意し、特別な事由がない限り、施設で行う健康診断、医療を受けなければならない。

(身上変更の届出)

第35条 入居者は、身上に関する重要な事項に変更が生じたときは、速やかに施設長に届け出なければならない。

## 第7章 管理者による管理と責務

### (管理者による管理)

第36条 管理者は常勤であり、かつ、原則として専ら施設の管理業務に従事する者である。ただし管理業務に支障がないときには、他の職務を兼ねることができるものとする。

### (管理者の責務)

第37条 管理者は介護保険法の基本理念を踏まえた利用者本位のサービス提供を行うため、利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握しながら、従業者及び業務の管理を一元的に行うこととする。

## 第8章 緊急時等における対応方法

### (緊急時の対応)

第38条 施設は、入居者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を行なっている時に、入居者に病状の急変が生じた場合やその他必要な場合のため、あらかじめ対応方針を定めることとし、年に1回以上はその見直しを行うこととする。緊急時の対応方針に従い、速やかに配置医師又は施設が定めた協力医療機関への連絡を行なう等の必要な措置を講じるものとする。

## 第9章 非常災害対策

### (非常災害対策)

第39条 施設は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行なうこととする。

2 施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

## 第10章 虐待の防止のための措置に関する事項

### (虐待の防止)

第40条 施設は、虐待の発生またその再発を防止するため措置を講じるものとする。

- (1) 施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図るものとする。
- (2) 施設における虐待防止のための指針を整備するものとする。
- (3) 施設において、介護職員その他の職員に対し虐待防止のための研修を定期的に実施するものとする。
- (4) 前3号に挙げる措置を適切に実施するための担当者を置くものとする。
- (5) 虐待等が発生した場合には速やかに市町村等への報告を行うこととする。

## 第11章 生産性の向上に資する取り組みの促進に関する事項

### (生産性の向上)

第41条 施設は、利用さやの安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を設置することとする。

## 第12章 その他施設運営に関する重要事項

### (掲示)

第42条 施設は、当該施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を掲示するものとする。

- 2 施設は、前項に規定する事項を記載した書面を施設に備え付け、かつ、これをいつでも自由に閲覧させることにより同項の規定による掲示に代えることが出来るものとする。

### 個人情報の保護

第43条 施設は、入所者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いにつとめるものとする。

- 2 施設が得た入所者又は家族の個人情報については、施設での指定介護福祉サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については入所者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

### (秘密保持等)

第44条 施設の職員又は職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 施設は、居宅介護支援事業者等に対して、入居者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入居者の同意を得るものとする。

### (利益供与等の禁止)

第45条 施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に施設を紹介することの代償として、金品その他の財産上の利益を供与しないものとする。

- 2 施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、施設からの退居者を紹介することの代償として、金品その他の財産上の利益を収受しないものとする。

### (苦情処理)

第46条 施設は、その提供した指定介護福祉施設サービスに関する入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員を設置するものとする。

- 2 施設は前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとする。
- 3 施設は、その提供した施設サービスに関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行い、市町村からの求めがあった場合には、改善の内容を市町村に報告するものとする。
- 4 施設は、その提供した施設サービスに関する入居者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行い、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告するものとする。

#### (身体拘束廃止の取組)

- 第47条 施設は、入居者の人権、及び尊厳を尊重し、これ等の人に対して精神的、身体的自由を束縛する事を禁止するために身体拘束廃止委員会を設置し、委員会を定期的に開催するとともに介護職員その他の職員に周知徹底を図るものとする。
- 2 身体拘束等の適正化のための指針を整備するものとする。
  - 3 施設サービスに当たっては、入居者及び利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入所者等の行動を制限する行為を行ってはならない。また、緊急やむを得ない場合については、切迫性、非代替性及び一次性の3つの要件を満たすことについて、組織としてこれらの要件について確認を慎重に行うこととする。
  - 4 前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者等の心身の状況、拘束する理由等を記録し、身体拘束廃止委員会に報告し承認を受けなければならない。
  - 5 緊急やむを得ない事情がある場合は、前第3項の規定にかかわらず委員長、副委員長で協議し身体拘束等について協議し決定するものとする。その結果については、できる限り早い時期に身体拘束廃止委員会に報告し追認を得なければならない。
  - 6 身体拘束廃止委員会での主な審議事項及び身体拘束決定の理由等については、記録保存しなければならない。
  - 7 施設は、入居者等に対しやむを得ず身体拘束等を行う、或いは行った場合は速やかにその家族等に拘束に至った状況、及びその内容、理由等について報告するものとする。
  - 8 介護職員その他の職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施するものとする。
  - 9 前9号に挙げる措置を適切に実施するための担当者を置くものとする。

#### (業務継続計画の策定)

- 第48条 施設は感染症や非常災害時の発生において、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるよう努めることとする。
- 2 施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施することとする。
  - 3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

#### (地域との連携)

- 第49条 施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力をう等の地域との交流に努めるものとする。

#### (事故発生時の対応)

- 第50条 施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、措置を講じるものとする。
- (1) 事故が発生した場合の対応、次に規定する報告の方法等が記載された事故防止のための指針を整備するものとする。
  - (2) 事故が発生した時又はそれに至る危険性がある事態が生じた時に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備するものとする。
  - (3) 事故発生の防止のための委員会及び介護職員その他の職員に対する研修を定期

的に行うものとする。

- (4) 前3号あげる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- 2 施設は入所者に対する指定介護福祉サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 施設は前項事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。
- 4 施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスを提供する中で重大な過失により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を行うものとする。

(入所者に関する市町村への通知)

- 第51条 施設は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知するものとする。
- (1) 正当な理由なしに指定介護福祉施設サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態を増進させたと認められるとき。
  - (2) 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(記録の整備)

- 第52条 施設は、従業者、設備、会計及び入居者に対する施設サービスの提供に関する記録を整備し、保存しておくものとする。

- (1) 管理に関する記録
    - ① 事業日誌
    - ② 沿革に関する記録
    - ③ 職員の勤務状況、給与等に関する記録
    - ④ 定款及び施設運営に必要な諸規程
    - ⑤ 重要な会議に関する記録
    - ⑥ 月間及び年間の事業計画表及び事業実施状況表
    - ⑦ 関係官署に対する報告書等の文書綴
  - (2) 入居者に関する記録
    - ① 入所者台帳
    - ② 施設サービス計画書
    - ③ 処遇日誌
    - ④ 具体的なサービス内容等の記録
    - ⑤ 献立その他給食に関する記録
    - ⑥ 入所者の健康管理に関する記録
    - ⑦ 緊急やむを得ない場合に行った身体的拘束等に関する記録
    - ⑧ 市町村への通知に係る記録
    - ⑨ 苦情の内容等の記録
    - ⑩ 事故の状況及び事故に際して採った処置等の記録
  - (3) 会計に関する記録
- 2 施設は、施設サービス計画書、提供した具体的サービス内容の記録に関しては5年間、それ以外の記録に関しては2年間保存するものとする。

(その他運営に関する留意事項)

- 第53条 事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1ヵ月以内
- (2) 繼続研修 年2回

(補則)

第54条この規程に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

附 則

この規程は、平成12年10月1日から施行する。

この規程は、平成13年7月1日から施行する。

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規程は、平成19年8月1日から施行する。

この規程は、平成21年2月1日から施行する。

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、平成26年7月1日から施行する。

この規程は、平成26年9月1日から施行する。

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年8月1日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年5月1日から施行する。

この規程は、平成31年3月1日から施行する。

この規程は、令和元年7月1日から施行する。

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この規程は、令和3年8月1日から施行する。

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

この規程は、令和6年1月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年6月1日から施行する。

この規程は、令和6年8月1日から施行する。

この規程は、令和6年12月1日から施行する。

この規程は、令和7年6月16日より一部改正、施行する（第6条員数表記の変更）

別表1（第25条第1項・4項関係）

ユニット型介護福祉サービス費（1日あたり）

要介護度区分	ユニット型個室		
負担割合	1割	2割	3割
要介護度1	670円	1,340円	2,010円
要介護度2	740円	1,480円	2,220円
要介護度3	815円	1,630円	2,445円
要介護度4	886円	1,772円	2,658円
要介護度5	955円	1,910円	2,865円

居住費

利用者が使用する居住費用。但し、利用者が使用する居室別に、厚生労働大臣が定める利用者別の負担限度額をその上限とする。

①居室区分及び負担限度額別居住費（日額）

区分	負担限度額			
	第1段階	第2段階	第3段階①②	第4段階
ユニット型個室	880円	880円	1,370円	2,070円（すずらん） 2,120円（ひまわり） 2,170円（南別館）

食事の負担額（一日あたり）

利用者の食事。但し、厚生労働大臣が定める利用者別の負担限度額をその上限とする。

①負担限度額別食費（日額）

区分	負担限度額				
	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
食費	300円	390円	650円	1,360円	1,600円

加算の額(1割負担の場合)

※負担割合が2割3割の方の場合は下記金額の2倍、3倍の額となります。

- ①看護体制加算（I）イ 6円（1日につき）  
看護体制加算（II）イ 13円（1日につき）
- ②初期加算 30円（入居日から30日以内、1日につき）
- ③療養食加算 6円（1日につき3回を限度として、該当者のみ）
- ④自立支援促進加算 300円（1ヶ月につき）
- ⑤科学的介護促進体制加算 50円（1ヶ月につき）
- ⑥安全対策体制加算 20円（入所時に1回）
- ⑦褥瘡マネジメント加算（II） 13円（1ヶ月につき）
- ⑧排せつ支援加算（I） 10円（1ヶ月につき）
- ⑨看取り介護加算 72円（死亡日以前31日以上45日以下、1日につき）  
144円（死亡日以前4日以上30日以下、1日につき）  
780円（死亡日前、前々日、1日につき）  
1580円（死亡日）

⑨配置医師緊急時対応加算	650円（夜間・早朝） 1300円（深夜） 325円（勤務時間外）
⑩退所時情報提供加算	250円（1回に限り）
⑪認知症専門ケア加算（I）	3円（1日につき、該当者のみ）
⑫個別機能訓練加算（I）	12円（1日につき）
個別機能訓練加算（II）	20円（1ヶ月につき）
⑬生活機能向上連携加算	100円（1ヶ月につき）
⑭サービス提供強化加算（II）	18円（1日につき）
⑮夜勤職員配置加算（II）イ	27円（1日につき）
⑯若年性認知症受入加算	120円（1日につき、該当者のみ）
⑰認知症行動・心理症状緊急対応加算	200円（1日につき、7日限度）
⑱外泊時費用	246円（6日を限度として、1日につき）
⑲生産性向上推進体制加算（II）	10円（1ヶ月につき）
⑳介護職員待遇等改善加算（I）	上記費用を算定した額（加算を含む）の14%

-----  
別表2（第25条第2項関係）

その他費用

理・美容代	実費（1,000円）
特別な行事に関わる費用	実費
ドライクリーニング代	実費（100～500円）